規定および内規

○新潟大学農学部附属フィールド科学教育研究センター規程

平成16年4月1日 農規程第11号

(趣旨)

第1条 この規程は,新潟大学学則(平成16年学則第1号)第7条に規定する新潟大学農学部附属フィールド科学教育研究センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、フィールドにおける生物生産技術及び環境管理技術に関する教育研究並びに社会教育(以下「教育研究活動等」という。)を行うことを目的とする。

(教育研究部)

- 第3条 センターに、教育研究活動等を円滑に行うため、次に掲げる教育研究部を置く。
 - (1) 企画交流部
 - (2) 耕地生産部
 - (3) 森林生熊部
- 2 教育研究部に関し必要な事項は、別に定める。

(ステーション)

- 第4条 センターに,次に掲げる教育研究活動等を実地に行う施設(以下「ステーション」 という。)を置く。
 - (1) 村松ステーション
 - (2) 新通ステーション
 - (3) 佐渡ステーション
- 2 ステーションに関し必要な事項は、別に定める。

(組織)

- 第5条 センターに、次に掲げる職員を置く。
 - (1) フィールド科学教育研究センター長(以下「センター長」という。)
 - (2) 専任教員
 - (3) 客員教員
 - (4) 事務職員
 - (5) 技術職員

(センター長)

第6条 センター長は、センターに関する校務をつかさどる。

- 2 センター長は、農学部又はセンターの教授をもって充てる。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えること はできない。
- 4 前項のほか、センター長候補者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

- 第7条 センターに、センターの管理運営等に関する事項を審議するため、新潟大学農学 部附属フィールド科学教育研究センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置 く。
- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(部会)

- 第8条 第3条第1項に規定する教育研究部に当該教育研究部の運営を審議するため、それ ぞれ部会を置く。
- 2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 センターの事務は、自然科学系事務部において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月20日農規程第3号) この規程は、平成18年4月1日から施行する。

○新潟大学農学部附属フィールド科学教育研究センター運営委員会規程

平成16年4月1日 農規程第12号 改正 平成18年3月20日農規定第3号 平成21年3月18日農規定第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟大学農学部附属フィールド科学教育研究センター規程(平成16年 農規程第11号)第7条第2項の規定に基づき、新潟大学農学部附属フィールド科学教育研究 センター運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) フィールド科学教育研究センター(以下「センター」という。)の事業計画に関する事項
 - (2) センターの予算及び決算に関する事項
 - (3) 各教育研究部の長の選考に関する事項
 - (4) その他センターの運営に関し必要な事項

(組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 農学部長
 - (2) 農学部から選出された新潟大学評議員
 - (3) 農業生産科学科長、応用生物化学科長及び生産環境科学科長
 - (4) フィールド科学教育研究センター長(以下「センター長」という。)
 - (5) 各教育研究部の長
 - (6) センターの専任教員
 - (7) センターの客員教員
 - (8) 自然科学系総務課副課長(農学部事務室長を命じられた者)
 - (9) その他センター長が指名する教員及び技術職員 若干人
- 2 前項第9号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、自然科学系事務部において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか,委員会に関し必要な事項は,委員会が別に定める。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月20日農規程第3号) この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月18日農規程第4号) この規程は、平成21年4月1日から施行する。 ○新潟大学農学部附属フィールド科学教育研究センターに置く教育研究部及び部 会に関する内規

> 平成16年4月1日 農学部長裁定 改正 平成18年3月20日 平成19年3月20日 平成23年2月16日

(趣旨)

第1条 この内規は、新潟大学農学部附属フィールド科学教育研究センター規程(平成16年 農規程第11号。以下「規程」という。)第3条第2項及び第8条第2項の規定に基づき、教 育研究部及び教育研究部に置く部会に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育研究部の業務)

- 第2条 企画交流部は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) フィールド科学教育研究センター(以下「センター」という。)の教育プログラムの 企画及び調整に関する事項
 - (2) センターの地域共同プログラムに関する事項
 - (3) 地域情報の収集と発信に関する事項
 - (4) 企画交流部の教育及び研究に関する事項
 - (5) 企画交流部の予算及び決算に関する事項
 - (6) 新潟大学農学部附属フィールド科学教育研究センター年報の発行に関する事項
 - (7) その他企画交流部の運営に関し必要な事項
- 2 耕地生産部は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 耕地生産部の教育及び研究に関する事項
 - (2) 耕地生産部の予算及び決算に関する事項
 - (3) 村松ステーション及び新通ステーションの管理運営に関する事項
 - (4) その他耕地生産部の運営に関し必要な事項
- 3 森林生態部は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 森林生態部の教育及び研究に関する事項
 - (2) 森林生態部の予算及び決算に関する事項
 - (3) 森林の持続的利用計画に関する事項
 - (4) 佐渡ステーション及び村松ステーション(苗畑)の管理運営に関する事項
 - (5) 佐渡ステーションの共同利用の実施に関する事項
 - (6) その他森林生態部の運営に関し必要な事項

(部長)

第3条 各教育研究部にそれぞれ部長を置き、農学部又はセンターの担当を命ぜられている教授又は准教授をもって充てる。

(部会)

第4条 規程第8条第2項の規定により、各教育研究部に置く部会は、次に掲げる者をもって組織する。

部会名	組織
企画交流部会	イ 企画交流部長
	ロ 耕地生産部長及び森林生態部長
	ハ 企画交流部の教員
	ニ 企画交流部長が指名する教員(協力教員)
	ホ 企画交流部会が必要と認めた職員
耕地生産部会	イ 耕地生産部長
	ロ 耕地生産部の教員
	ハ 耕地生産部長が指名する教員(協力教員)
	ニ 耕地生産部会が必要と認めた職員
森林生態部会	イ 森林生態部長
	ロ 森林生態部の教員
	ハ 森林生態部長が指名する教員(協力教員)
	ニ 森林生態部会が必要と認めた職員

2 前項に規定する各部会の組織に掲げる者のうち、各部長が指名する教員及び各部会が 必要と認める職員の委員としての任期は、1年とし、再任を妨げない。

第5条 部会は、部長が招集し、その議長となる。

- 2 部長に事故あるときは、部長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- 3 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を部会に出席させることができる。

第6条 部会の事務は、自然科学系事務部において処理する。

附則

この内規は、平成16年4月1日から実施する。

附 則(平成18年3月20日)

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日)

この内規は、平成19年4月1日から実施する。

附 則(平成23年2月16日)

この内規は、平成23年2月16日から実施する。

○新潟大学農学部附属フィールド科学教育研究センター年報の発行に関する内規 平成19年4月1日 農学部長裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、新潟大学農学部附属フィールド科学教育研究センターに置く教育研究部及び部会に関する内規(平成16年農学部長裁定)第2条第1項第6号に規定する新潟大学農学部附属フィールド科学教育研究センター年報(以下「センター年報」という。)の編集並びに発行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(発行頻度)

第2条 センター年報は、年1回発行する。ただし、必要に応じて複数回発行することができる。

(編集方針)

- 第3条 センター年報は、新潟大学農学部附属フィールド科学教育研究センター(以下「センター」という。)に関わる次の内容を基本として編集する。
 - (1) 活動日誌
 - (2) 研究活動
 - (3) 教育・実習・地域連携活動
 - (4) 事業·生產活動
 - (5) 各種シンポジウム・発表会報告
 - (6) 成果発表会報告
 - (7) 研究業績
 - (8) 規程及び内規等
 - (9) 構成員
 - (10) その他必要と思われる内容

(著作権)

- 第4条 センター年報に掲載された研究成果等の著作権は、センターに帰属する。ただし、 著者が自らの論文の全部又は一部を転載することは制限しない。
- 2 研究報告に掲載された論文は、広く社会に公開することを原則とし、コンピュータ検索システム等への登録や掲載は、原則として許可する。ただし、内容の改変や著作権を 侵害するおそれがある場合には、許可しないこともある。

(事務)

第5条 センター年報発行の事務は、自然科学系事務部において処理する。

附則

この内規は、平成19年4月1日から実施する。